

## 【福祉用具貸与費 算定可否の判断基準表】

認定調査票のうち基本調査の直近の結果が、それぞれの福祉用具ごとに定められている結果に該当する場合は、福祉用具の利用が可能です。直近の結果の確認は、ケアマネジャーが、「砥部町要介護認定等に係る情報提供制度要綱」に基づき、その写しを入手してください。また、指定福祉用具貸与事業者は、ケアマネジャーに確認してください。

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	該当する基本調査の結果
ア 車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者  (二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査 1-7 「3. できない」  ★該当する基本調査結果がないため、主治医から得た情報及びサービス担当者会議で判断する
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起き上がりが困難な者  (二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-4 「3. できない」  基本調査 1-3 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3 「3. できない」
エ 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (一) 意思の伝達、介護を行う者への反応、記憶又は理解に支障がある者  (二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査 3-1 「1. 調査対象者が意見を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査 3-2～3-7のいずれか 「2. できない」 又は 基本調査 3-8～4-15のいずれか「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載され 基本調査 2-2 「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト（つり具の部分を除く）	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に立ち上がりが困難な者  (二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者  (三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	基本調査 1-8 「3. できない」  基本調査 2-1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」  ★該当する基本調査結果がないため、主治医から得た情報及びサービス担当者会議で判断する
カ 自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものは除く）	次のいずれにも該当する者 (一) 排便が全介助を必要とする者  (二) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査 2-6 「4. 全介助」  基本調査 2-1 「4. 全介助」